

公 告

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

令和6年1月24日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸

1. 基本協定の概要等

(1) 名称

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本基本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長若しくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等により、緊急的に行う応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保並びにその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし、協定締結者数により担当区間割りを行う。ただし、被災状況等により必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長又は応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で工事を実施することがある。

(4) 基本協定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 本基本協定の締結者については、施工実績、緊急事態時の体制、資機材の保有状況等から総合的に評価して、3社程度を決定する。

(6) 基本協定の継続について（令和7年度以降の協定手続き）については、協定説明書によるものとする。

- (7) 本基本協定の締結後、災害等が発生し緊急的に応急復旧工事を実施する場合は、書面又は電話等の方法により工事を要請した後、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
- (8) 本基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。

2. 基本協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。

- (3) 基本協定締結参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 九州地方整備局の管轄区域内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (6) 平成20年度以降公告日までに、光ケーブル敷設工事、光ケーブル移設工事又は通信設備工事の施工実績があること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が協定説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

- (7) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、遠賀川河川事務所に2時間以内に到着できること。
- (8) 緊急時の体制の確保として、光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事に関する実務経験を有する2名以上の者、あるいは、電気通信主任技術者又は情報配線施工技能検定又はF T T H屋外施工技能認定（旧：光ファイバーケーブル工事技能認定）又はF T T H施工管理技術認定（旧：光ファイバーケーブル工事管理技術者認定）あるいは、技術士又は1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士あるいは、1級電気通信工事施工管理技士又は2級電気通信工事施工管理技士を取得している者を1名以上確保できること。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3. 基本協定締結に関する事項等

- (1) 協定締結者の決定については、施工実績、緊急事態時の体制、資機材の保有状況等を総合的に勘案して評価基準に基づき評価し、締結者及び担当区間を決定する。
- (2) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和6年3月6日（水）を予定している。
- (3) 基本協定締結の期日については、令和6年3月22日（金）を予定している。

4. 基本協定締結に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1
九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 防災情報係
電話：0949-22-2037 FAX：0949-29-5115

(2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和6年1月24日（水）から令和6年2月7日（水）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時00分まで
- ②交付場所：上記4.（1）に同じ
- ③交付方法：手渡し（紙）による交付。（※遠賀川河川事務所HPより入手できます。）

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和6年1月24日（水）から令和6年2月7日（水）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時00分まで
- ②提出場所：上記4.（1）に同じ
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。
- (4) 申請書の作成要領、評価及び決定方法などの詳細については、「協定説明書」による。